

『障害者等駐車スペース利用証制度』

の導入について

●目的

障害のある方、高齢者の方、妊産婦の方、けがや病気の方などで、歩行が困難なため、障害者等駐車場を必要とする方に利用証を交付することで、利用できる方を明らかにし、障害者等駐車場の適正な利用を図るものです。

●導入日

平成30年11月1日

●対象者の詳細

身体障害者等で歩行が困難な方（障害の個別等級が下記に該当する方）

視覚障害	1級～4級
聴覚（平衡機能障害）	1級～5級
肢体不自由（上肢）	1級又は2級
肢体不自由（下肢）	1級～6級
肢体不自由（体幹）	1級～5級
肢体不自由（脳原上肢機能）	1級又は2級
肢体不自由（脳原移動機能）	1級～6級
肝臓機能障害	1級～3級
心臓、腎臓、過呼吸、膀胱または直腸、小腸の機能障害	1級～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級

有効期限：5年（期限の切れる1カ月前から更新可能）

知的障害者で歩行が困難な方（療育手帳の障害の程度「A」の方）
精神障害者で歩行が困難な方（精神障害者保健福祉手帳1級以上）
難病患者で歩行が困難な方（特定医療費受給者証等をお持ちの方）
高齢者で歩行が困難な方（要介護1以上の方）
けがや病気で歩行が困難な方

有効期限：1年未満で必要な期間

妊産婦の方

有効期限：妊娠7ヶ月～産後3ヶ月

●注意事項

- ①「利用証」がない車両には、注意喚起文を貼付します。
- ②車両の移動を求めます。
- ③利用証を使わなくなったり、有効期限が過ぎた場合は、速やかに返却してください。
- ④申請者本人乗車時以外の使用や、有効期限が過ぎた利用証の使用はできません。

～皆様には、趣旨をご理解いただき、本当に必要とされる方の駐車スペースが確保できるよう、ご協力をお願いいたします。～